

令和8年3月27日
島根県健康福祉部 青少年家庭課
担当者名 北山、深田
TEL 0852-22-6190
Email seisyoun@pref.shimane.lg.jp

性暴力被害者支援の実施医療機関拡大について

本県で実施している性暴力被害者支援について、隠岐圏域における迅速な対応を図るため、支援を実施する医療機関を下記のとおり拡大することとしました。

被害者が声を上げやすい環境となるよう整備を進め、被害の潜在化を防ぐよう取り組みを進めます。

記

1 証拠採取（※）

（1）実施する医療機関

「県立中央病院 すこやか産婦人科」に加えて、

「**隠岐広域連合立隠岐病院**」において証拠採取を公費負担により実施します。

証拠採取のほかに、診察、治療、緊急避妊、性感染症検査も従来通り公費負担にて行います。

（2）隠岐病院での証拠採取を開始する時期

令和8年3月30日

（3）相談方法・問合せ先

まずは、たんぼぼに電話にてご相談ください。その上で、面接を行い証拠採取及び医療費公費負担の実施を決定します。

電話番号（24時間対応）#8891（はやくワンストップ）（通話料無料）

または0852-25-3010（たんぼぼ相談専用ダイヤル）

（※）証拠採取とは

警察への相談等を躊躇する被害者が、相談等を決断した際に円滑に対応できるよう、本人の同意に基づき加害者特定につながる資料を病院にて採取し、匿名化した上で警察にて保管するものです。

2 男性・男児のための性暴力被害者支援

（1）実施する医療機関

「松江赤十字病院」に加えて、

「**隠岐広域連合立隠岐病院**」での診察、治療、性感染症検査を公費負担により実施します。

（2）隠岐病院での支援を開始する時期

令和8年4月1日

（3）相談方法・問合せ先

まずは、男性・男児のための性暴力被害者支援相談窓口にて電話にてご相談ください。その上で、医療費の公費負担の実施を決定します。

電話番号 090-8862-1735（通話料有料）

受付時間 毎週火・金曜日 10:00～16:00

（国民の祝日・休日、8月13日～15日、12月29日～1月3日を除く）

受託者 公益社団法人島根被害者サポートセンター

3 その他

県西部においても速やかに上記支援につながる事が出来るよう、今後、協力病院の拡大を図ります。